

第 2 回

東近江市・能登川町・蒲生町  
合 併 検 討 協 議 会

会 議 録

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会

## 会 議 録

会議の名称	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会		
開催日時	平成16年12月22日(水) 開会：午後2時00分 <span style="float: right;">閉会：15時49分</span>		
開催場所	蒲生町 あかね文化センター		
議長氏名	中村功一		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	なし		
会 議 事 項	1 協議		会議結果
	協議第 9号	合併の方式について	原案可決
	協議第 10号	市の名称について	原案可決
	協議第 11号	市の事務所(市役所)の位置について	原案可決
	協議第 12号	財産の取扱いについて	原案可決
	協議第 13号	地方税、使用料、手数料の取扱いについて	原案可決
	協議第 14号	町名、字名の取扱いについて	原案可決
	協議第 15号	一部事務組合等の取扱いについて	原案可決
	協議第 16号	公共的団体等の取扱いについて	原案可決
	協議第 17号	補助金、交付金等の取扱いについて	原案可決
協議第 18号	総務・企画・人権関係事業について	原案可決	
2 提案			
協議第 19号	生活環境関係事業について	提案説明	
協議第 20号	健康福祉関係事業について	提案説明	
協議第 21号	産業経済関係事業について	提案説明	
協議第 22号	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画(素案)について	提案説明	
会議の経過	別添のとおり		
会 議 資 料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成17年 1月11日		署名委員	
		吉 澤 克 美 印	
		岡 崎 嘉 一 印	

## 出席者名簿

協議会				幹事会・事務局			
役職	氏名	職名	出欠等	役職	氏名	職名	出欠等
会長	中村 功一	八日市市長		幹事	奥 善夫	八日市市助役	
副会長	宮部 庄七	湖東町長			武田 善勝	八日市市収入役	
副会長	久田 元一郎	永源寺町長			森野 才治	八日市市企画部長	
副会長	前田 清子	五個荘町長			池田 晋	永源寺町助役	
副会長	植田 茂太郎	愛東町長			白木 駒治	永源寺町収入役	
副会長	宇賀 武	能登川町長			川戸 善男	永源寺町総務課長	
副会長	山中 壽勇	蒲生町長			持田 長三郎	五個荘町助役	
委員	志井 弘	議会代表			北川 純一	五個荘町総務主監	
	高村 与吉	議会代表			藤関 安久	愛東町助役	
	高橋 辰次郎	議会代表			鯨江 茂信	愛東町収入役	
	吉澤 克美	議会代表			吉岡 登	愛東町合併推進室長	
	寺村 茂和	議会代表			野村 新太郎	湖東町助役	
	杉山 忠蔵	議会代表			上野 清司	湖東町収入役	
	鈴村 重史	議会代表			高野 治幸	湖東町企画財政課長	
	山本 清	議会代表			田井中 清幸	能登川町助役	
	西澤 英治	議会代表			福永 正夫	能登川町収入役	
	植田 勲	議会代表			居原田 善嗣	能登川町総務部長	
	小島 隆司	議会代表			角 清和	蒲生町助役	
	川南 博司	議会代表			加藤 正明	蒲生町収入役	
	外池 文次	議会代表			森島 章	蒲生町企画課長	
	福島 賢治	議会代表		事務局	中嶋 喜代志	事務局長	
	西田 弘	学識経験者			青木 幸一	事務局次長	
	武久 健三	住民代表			村田 吉則	事務局主幹	
	田中 敏彦	住民代表			北村 定男	事務局主幹	
	飯尾 文右衛門	住民代表			今堀 太平	事務局主幹	
	疋出 みゑ子	住民代表		出席 × 欠席			
	足立 進	住民代表					
	三輪 高裕	住民代表					
	上川 裕子	住民代表					
	清水 雅晴	住民代表					
	植田 善夫	住民代表					
	野村 宗一	住民代表					
	居原田 敏子	住民代表					
	小寺 孝治	住民代表					
	田邊 彌三雄	住民代表					
	中島 ひとみ	住民代表					
	藤野 正善	住民代表					
	大塚 ふさ	住民代表					
	岡崎 嘉一	住民代表					
佐川 昭子	住民代表						
増田 敏之	住民代表						
安田 辰三	住民代表						

第2回 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	2
<b>【協議事項】</b>		
協議第9号	合併の方式について	2～4
協議第10号	市の名称について	2～4
協議第11号	市の事務所（市役所）の位置について	2～4
協議第12号	財産の取扱いについて	4
協議第13号	地方税、使用料、手数料の取扱いについて	4～5
協議第14号	町名、字名の取扱いについて	5～6
協議第15号	一部事務組合等の取扱いについて	6～7
協議第16号	公共的団体等の取扱いについて	7～8
協議第17号	補助金、交付金等の取扱いについて	8～9
協議第18号	総務・企画・人権関係事業について	9～10
<b>【提案事項】</b>		
協議第19号	生活環境関係事業について	10～11
協議第20号	健康福祉関係事業について	12～15
協議第21号	産業経済関係事業について	15～16
協議第22号	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画（素案） について	16～26
	その他	26
	副会長あいさつ	26～27
	閉会	27

## ( 会議経過 )

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (今堀太平)	<p>皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会の前に、事務局から皆さまにいくつか連絡事項等を申し上げたいと存じます。</p> <p>まず第1点目といたしまして、本日の協議会の日程につきまして確認をさせていただきますので、お手元の次第をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、次第4番の協議事項でございますが、前回提案しております10件について、ご協議をお願いします。次に、次第5番目の提案事項につきましては、生活環境関係事業など3件と、合併建設計画の素案について説明をさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>第2点目は、本日の傍聴者の定員でございますが、40名となっております。傍聴者の皆さまには、受付でお渡しいたしております『傍聴のお願い』を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>第3点目、本日は全員の方の出席でございます。なお、五箇荘町長につきましては、少し遅れるとの連絡をいただいておりますので、間もなく到着されることと思っております。よって、規約第10条の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>最後に、発言および携帯電話に関する留意事項につきましては、前回同様をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、第2回東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会を開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつを申し上げます。</p>
会長 (中村功一 八日市市長)	<p>皆さん、こんにちは。本年もあとわずかとなり、大変忙しい昨今でございます。暖冬とは言え、寒さもまた厳しくなってきましたけれども、皆さま方におかれましては、各方面でいろいろご活躍のことと存じます。</p> <p>日頃は1市2町の合併に向けた取り組みに格段のご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、第2回目となります合併検討協議会に何かとご多忙の中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、昨日開催されました滋賀県市町村合併推進支援本部本部員会議におきまして、東近江市と能登川町・蒲生町の地域が重点支援地域の指定を受けまして、本今朝、7人の市町長が県庁に出向き、國松知事から指定書の交付を受けた次第であります。知事からは、「短い期間ではありますがけれども、地域住民の期待に応えてほしい」とい</p>

<p>司会</p>	<p>う言葉をいただきました。合併の核となる東近江市を構成する1市4町の首長の1人として、また、この協議会の会長として、改めて責任の重さを感じますと共に全力で取り組むことを心新たにしている次第であります。</p> <p>この1年間は、平成の大合併にとり大きく飛躍した年となりました。全国的に見ましても、多くの地域におきまして着々と合併協議が進められまして、次々と新しいまちが誕生しております。また、県内各地域におきましても、甲賀市、湖南市また野洲市が誕生いたしますとともに、来年3月末に迎えます合併特例法期限内の合併申請をめざし、秦荘町と愛知川町、米原市と近江町、大津市と志賀町による活発な協議が続けられております。</p> <p>21世紀は地方分権の時代でございます。まさにこれを担う基礎自治体としての充実・強化が図れますように、2月11日および3月末をめざし、しっかりとした東近江市の礎を築いてまいりたいと考えております。</p> <p>さて、いよいよ今回から合併協定項目につきまして具体的に協議が始まり、本日の協議事項は、合併の方式、町名・字名の取扱い等、合併の骨格とも言える基本事項を中心に協議をいただきます。また、提案事項におきましては、住民の皆さんに直接関わりますサービスや、まちの将来の目標となる姿を描いた『合併建設計画』の素案について提案説明をいたします。大変多くの重要な事項の審議をお願いするわけではありますが、新しいまちづくりに向けました有意義な議論がなされますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさついたします。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、中村会長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>それでは、規約によりまして、これからの議事につきましては私が議長を務めさせていただきます。忌憚のないご意見をお出しいただきたいと思っております。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。永源寺町の吉澤委員さん、蒲生町の岡崎委員さん、お二人を会議録署名委員に指名させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次第4番、協議事項に移らせていただきます。前回の協議会で提案させていただいております協議第9号から第18号までありますが、この10件につきまして協議をお願いいたします。</p> <p>まず最初に、協議第9号「合併の方式について」および協議第10号「市の名称について」、協議第11号「市の事務所(市役所)の位置</p>

<p>事務局長 (中島喜代志)</p>	<p>について」は、それぞれ関連がありますから一括議題といたします。 提案内容について、再度事務局から説明を申し上げます。</p> <p>皆さま、大変ご苦労さまでございます。それでは、前回の議案の中から協議第9号と第10号、第11号をお出しいただきまして、ご覧いただきたいと思っております。順次説明をさせていただきます。</p> <p>まず、協議第9号「合併の方式について」でございますが、2月11日に1市4町が合併し、能登川町、蒲生町が東近江市にスムーズに参加できる方法として、編入合併の手法を採用することとさせていただきたいと考えております。</p> <p>提案の内容につきましては、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入するというものでございます。</p> <p>次に、協議第10号「市の名称について」でございますが、今ほど提案させていただきました編入合併の方式をとらせていただきますので、市の名称は、『東近江市』とするものでございます。</p> <p>次に、協議第11号「市の事務所（市役所）の位置について」でございますが、市の事務所（市役所）は、東近江市八日市緑町10番5号とする。能登川町及び蒲生町の事務所（役場）につきましては、支所として活用させていただくという提案でございます。</p> <p>以上3件でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ただいま事務局から説明がありましたこの議案について、協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言いただきたいと思っております。</p>
<p>田中敏彦委員 (八日市市)</p>	<p>八日市の田中です。1市4町の時も、この「方式」と「名称」と「事務所の位置」の協議をした時に、「合併の期日」というのも確か協議であったと思うのですが、今回それはされないのですか、質問いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>合併の期日につきましては、ほかの議案との関係があり、1月に提案させていただきますので、また協議をいただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでありますので協議第9号「合併の方式について」および協議第10号「市の名称について」、協議第11号「市の事務所（市役所）の位置について」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。協議第9号「合併の方式について」および協議第10号「市の名称について」、協議第11号「市の事務所（市役所）の位置について」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「協議第12号 財産の取扱いについて」であります。提案内容につき、もう一度事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第12号「財産の取扱いについて」のご説明を申し上げます。提案の内容につきましては、能登川町及び蒲生町の所有する財産は、すべて東近江市に引き継ぐものとするという内容でございます。</p> <p>資料といたしましては、平成15年度の一般会計および特別会計の決算額、水道・病院各事業の決算額、また主な公の施設についての資料を添付させていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたこの議案について、協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p>
議長	<p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p> <p>ないようであります。それでは、協議第12号「財産の取扱いについて」をお諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。協議第12号「財産の取扱いについて」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議第13号「地方税、使用料、手数料の取扱いについて」であります。提案内容について、再度、事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第13号「地方税、使用料、手数料の取扱いについて」を説明させていただきます。</p> <p>税につきましては、前納報奨金、法人税の法人税割の税率について少し差異がございますが、その他は同一でございますので、東近江市の制度で統一させていただきます。</p> <p>使用料につきましては、5から書いてありますが、同一・同種の</p>



<p>議長</p>	<p>施設について基準を設け、1時間当たりを設定する方法で、東近江市の方針で統一させていただきたいという提案でございます。また、入館料を定めている施設は、現行のとおりとするものでございます。</p> <p>最後に手数料でございますが、蒲生町において少し差異がございますが、それほどの差異ではございませんので、東近江市の方針で統一させていただくという方針でございます。</p> <p>調整方針といたしましては、1点目に、地方税については、先ほどから申し上げましたように、東近江市の制度に統一する。2点目に、使用料、手数料については、東近江市の方針に基づき統一するよう調整する。3点目は、入館料を定めている施設については、現行のとおりとするという提案でございます。以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から説明を申し上げましたこの議案について、ご協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようでありますので、協議第13号「地方税、使用料、手数料の取扱いについて」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。したがって、協議第13号「地方税、使用料、手数料の取扱いについて」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議第14号「町名、字名の取扱いについて」であります。提案内容につきまして、再度、事務局から説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>協議第14号「町名、字名の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては、現在の東近江市の1市4町、それから能登川町、蒲生町の町名・字名をあげております。この町名・字名につきまして、能登川町及び蒲生町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ東近江市の「町名」とするものでございます。2点目は、蒲生町大字大森及び大字寺については、東近江市大森町及び寺町と区分できるよう合併時まで調整するものとする。3点目は、能登川町及び蒲生町の「町名」については、上記調整方針を基本として、住民の意向を踏まえた後に決定するものでございます。</p> <p>以上の提案でございます。よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げましたが、この議案につきましてご協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ発言ください。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようであります。協議第14号「町名、字名の取扱いについて」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。協議第14号「町名、字名の取扱いについて」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」であります。提案内容につきまして、もう一度事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>提案内容は、能登川町、蒲生町が加入している一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとするというもので、1から6に記載しておりますとおりの取扱いとして提案させていただきます。</p> <p>1点目は、合併の前日をもって脱退し、東近江市として引き続き加入する一部事務組合等でございます。</p> <p>2点目は、合併の日の前日をもって脱退する組合等でございます。共同設置も含まれております。</p> <p>3点目は、合併の日の前日をもって共同設置を廃止する。東近江市となる八日市市・永源寺町・五個荘町と能登川町が介護認定審査会を持ってありますが、これは必要がなくなりますので、廃止するものでございます。</p> <p>4点目は、財団法人の統合についての調整でございます。</p> <p>5点目は、事務の委託等を受けているものについての調整でございます。</p> <p>6点目は、日野川用水の施設管理協議会につきましては、前日で脱退を蒲生町がしていただきまして、東近江市として引き続き加入するというものでございます。</p> <p>資料につきましては、現在の状況を示しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>

議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたこの議案につきまして、ご協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでございますので、協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。従いまして、協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、協議第16号「公共的団体等の取扱いについて」であります。提案内容につきまして、事務局から再度説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第16号「公共的団体等の取扱いについて」の提案でございます。資料1につきましては、公共的団体の定義、関係法令、それから資料2につきましては、現在の主な公共的団体をあげさせていただいております。この公共的団体等につきましては、下記の調整内容に基づき、各団体と充分協議しながら統合・再編等の調整に努める。ただし、特別な事情により統合・再編等が困難な団体は、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>1点目は、東近江市、能登川町及び蒲生町の区域で組織されている団体につきましては、速やかな一体性を確保するため、基本的に合併時に統合するよう調整に努めるものでございます。なお、統合に時間を要する団体につきましては、合併後2年以内を目標に統合するよう調整に努めるものでございます。</p> <p>2点目は、東近江市、能登川町及び蒲生町の区域を越えて組織されている団体については、区域の変更等、組織の再編に向け、検討が進められるよう調整に努めるものでございます。</p> <p>以上が提案内容でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明いたしましたこの議案について、ご協議をお願いいたします。ご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言ください。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでありますので、協議第16号「公共的団体等の取扱</p>

議長	<p>いについて、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。協議第16号「公共的団体等の取扱いについて」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、協議第17号「補助金、交付金等の取扱いについて」であります。提案内容につきまして、事務局から再度説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第17号「補助金、交付金等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては、現行の主な補助金、交付金等をあげさせていただいております。補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し調整するものでございます。</p> <p>1点目は、東近江市と能登川町又は蒲生町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体等の理解と協力を得て、統一するものでございます。2点目は、東近江市と能登川町又は蒲生町独自の補助金については、合併後の市域内の均衡を保つように調整するものでございます。3点目は、整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるように調整するものでございます。</p> <p>以上が提案内容でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明を申し上げましたこの議案につきまして、ご協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言ください。</p>
田中敏彦委員	<p>「整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する」と書いているのですけれども、整理統合できる補助金は、割合でどれくらいあるとお考えですか。わかる範囲でお答えください。</p>
事務局主幹 (北村定男)	<p>現在、分科会・部会等で今日まで調整いただきまして、新市の条例・規則等の整備の最終段階に入っている現状でございます。実際に現時点で廃止する部分については把握できておりません。新市の条例・規則等が固まりまして発表できる段階になりましたら、何点が廃止・統合された部分かわかるということでございます。現在の時点でははっきり把握しておりませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。</p>
田中敏彦委員	<p>ありがとうございます。整理統合できる補助金というのは、こうい</p>

議長	<p>うふうに書いてあってもなかなか難しいと思うのですよ。それぞれの団体がそれぞれで期待していて、その団体に「死ね」と言うみたいなものですからね。廃止するというのは、その辺のところをある意味で公平に、客観的に見て公平になるような形で配慮していただいて、勇気を持ってやっていただきたいなと要望しますので、よろしく願いします。</p> <p>ありがとうございます。ご要望を承っておきます。 ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでありますので、協議第17号「補助金、交付金等の取扱いについて」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。従いまして、協議第17号「補助金、交付金等の取扱いについて」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、協議第18号「総務・企画・人権関係事業について」であります。提案内容につきまして、事務局から再度説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第18号「総務・企画・人権関係事業について」の提案をさせていただきます。</p> <p>まず、1でございますが、大きな調整方針といたしまして、消防防災、電算システム、慣行、条例・規則、広報広聴、姉妹都市・国際交流、コミュニティ施策及び人権施策については、東近江市の制度及び方針に統一する。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で別に定めるとおりとするものでございます。</p> <p>まず、1点目の消防防災事業の中で、常備消防につきましては、現在、一部事務組合でやっていただいておりますので、現行のとおりとするものでございます。消防団につきましては、東近江市の消防団の編成に準じまして、能登川町及び蒲生町の区域の消防団を再編し、統一するものでございます。</p> <p>次に、3でございますが、電算システムにつきましては、現在の状況をあげておりますが、基幹系業務及び情報系システムについては、平成17年度中に統一し、ネットワークシステムにより運用するという提案でございます。基幹系に連携いたします業務、また単独で作動</p>

議長	<p>する業務につきましては、平成18年度までに統一に向け調整するものでございます。</p> <p>次に、4の条例・規則でございますが、条例・規則は東近江市の条例・規則を適用するものでございます。ただ、今後、事務事業調整で協議をしていただきますので、調整内容を踏まえまして、条例・規則の新規の制定もしくは既存の条例の一部改正を行うものとするものでございます。</p> <p>次に、5でございますが、広報広聴事業の中のホームページにつきましては、合併時に東近江市のホームページに統合するものでございます。</p> <p>次に、7のコミュニティ施策でございますが、その中の自治組織であります自治会の連合組織については、東近江市自治会連合会を置き、その下に14の地区を設定し、各地区に地区自治会連合会を置くというものでございます。</p> <p>その概要を表したものを、資料1にあげさせていただいております。それ以外のものにつきましては、先ほどの大きな調整方針で申し上げましたような内容で調整をするものでございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明をいたしましたこの議案につきまして、ご協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようであります。協議第18号「総務・企画・人権関係事業について」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。従いまして、協議第18号「総務・企画・人権関係事業について」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、提案事項に移らせていただきます。次回の協議会でご協議いただきます事項につきまして、本日4件の提案説明のみをさせていただきます。</p> <p>まず、協議第19号「生活環境関係事業について」を事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、本日の資料の中から協議第19号をご覧いただきたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>協議第19号「生活環境関係事業について」の提案説明をさせていただきます。</p> <p>調整方針といたしましては、1のところにあげさせていただいております。生活環境及び交通政策関係事業については、東近江市の制度及び方針に統一するものでございます。ただし、別に調整が必要な事項については、各項目で定めるとおりとするものでございます。</p> <p>生活環境事業といたしまして、1点目は環境政策をあげさせていただいております。環境基本条例、環境基本計画、新エネルギー施策、2点目はごみ処理、リサイクル推進、いずれも東近江市のところで網かけになっているところがございますが、このような調整方針で進ませていただくものでございます。</p> <p>次に、2でございますが、ごみの関係で、ごみの処理施設につきましては、それぞれ加入いただいている一部事務組合で処理しておりますので、そのまま加入し処理するというものでございます。ごみの収集回数につきましては同じでございますので、そのまま進めさせていただきます。粗大ごみにつきましては、ほぼ似通った形でやっておりますので、方針どおりの調整をさせていただくものでございます。</p> <p>3につきましては、有料ごみの回収、資源回収、リサイクル推進体制についてあげさせていただいております。少し東近江市の調整内容が多くなっておりますので、内容につきまして、東近江市の調整内容・方針で統一させていただくというものでございます。</p> <p>4は交通政策事業でございます。1点目は、地方バス路線の事業でございます。地方バス路線で現行の町が補助金を出して運営を行っているものについては、現行のとおりとするものでございます。2点目はコミュニティバスでございますが、調整内容につきまして、能登川町、蒲生町については、合併後2年以内にコミュニティバス事業として調整させていただくものでございます。日野町営路線バス（桜川線）に対する負担金は、当分の間現行のとおり支出を続けていくものでございます。</p> <p>以上が提案内容でございます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました議案内容につきまして、不明な点等がございましたら、どうぞご質問をしてください。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議長	<p>特にないようでありますので、次の提案事項に移らせていただきます。続きまして、協議第20号「健康福祉関係事業について」、事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>協議第20号「健康福祉関係事業について」でございますが、資料</p>

	<p>がたくさん付いておりますので、順次ご説明をさせていただきます。</p> <p>1の右肩の方に、1番から8番まで、高齢者福祉から病院（診療所）のところまで、どのページにどういうものをあげているかという目次を付けておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>調整方針といたしましては、高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、児童福祉、生活保護、国民健康保険、保健衛生及び病院（診療所）については、東近江市の制度及び方針に統一する。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で定めるとおりとするものでございます。</p> <p>まず1番目、高齢者福祉でございますが、老人保健福祉計画につきましては、平成17年度に計画を立てるようになっておりますので、17年度まではそれぞれの旧市町の計画として運営していただいて、18年度から計画を立てていくというものでございます。</p> <p>外出支援サービスにつきましては、外出支援サービス事業は現行のとおり引き継ぎますので、合併後2年以内に統一していくように調整するものでございます。</p> <p>2でございますが、生活管理指導員派遣事業でございますが、生活管理指導員の派遣事業につきましては、合併時は現行のとおりといたしまして、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。配食サービス、生きがい生活支援通所事業、それから3の緊急通報システム事業につきましては、東近江市の欄に掲げているような調整内容で実施するものでございます。</p> <p>7番目の寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業につきましては、先ほどの調整と同じように、合併時は現行のとおりといたしますが、18年度から東近江市の制度で実施するという内容でございます。</p> <p>4の介護用品の購入助成、敬老祝金、百歳祝金につきましては、合併時は現行のとおりといたしますが、平成18年度から東近江市の制度で統一して実施するものでございます。</p> <p>5でございますが、ここから介護保険事業になります。介護保険事業の計画につきましては、先ほどの高齢者の計画と同じように17年度に計画を策定されますので、17年度までは旧市町の計画、18年度から同じ計画で実施するというものでございます。介護保険の納期につきましては、18年度から東近江市の納期に統一するものでございます。</p> <p>次に6の低所得者対策事業でございますが、東近江市と同様に、能登川町における社会福祉法人等による利用者の負担減免については、平成17年度をもって廃止するものですが、ただし、17年度以前の利用者については、経過措置を設けるものでございます。介護保険認定審査会につきましては、先ほどの一部事務組合のところでご説明申し上げましたので、省かせていただきます。</p> <p>次に、介護保険運営協議会でございますが、合併に伴う運営委員の</p>
--	--



	<p>定数及び任期の取扱いについては、合併時まで調整させていただくものでございます。</p> <p>次に、障害者福祉でございますが、支援費制度事業、重度身体障害者日常生活用具給付事業、次のページの身体障害者補装具の交付及び修理、更生医療の給付、次のページの知的障害者日常生活用具給付事業、身体障害者デイサービス事業につきましては、合併時は現行のとおりといたしますが、18年度から東近江市の制度で実施させていただくものでございます。</p> <p>10ではサマーホリデイのサービス事業、心身障害者24時間対応型利用制度、11では在宅重度障害者通所生活訓練援助事業につきましては、東近江市の調整方針で実施させていただくものでございます。</p> <p>11の社会参加促進事業につきましては、平成18年度から東近江市の制度で実施するもので、合併時は現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>12の重度障害者移動支援事業、13の心身障害者扶養共済制度掛金助成までにつきましては、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>次に14でございますが、ここから児童福祉に入ります。児童福祉施策の中で、地域行動計画の策定につきましては、現在もう既につくられておりますので、合併時は現行のとおりといたしますが、合併後速やかに統合するように見直すものでございます。放課後対策事業につきましては、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>次に15から保育所の施策のところに入りますが、保育所の設置状況はここにあげているとおりでございます。保育所の保育料につきましては、合併時は現行のとおりでございますが、平成18年度から、これにつきましても東近江市の保育料に統一させていただくものでございます。国の基準のだいたい8割程度の負担になるように、東近江市は設定させていただいております。</p> <p>16につきましては、一時保育のところ調整内容をあげております。これも同じように、18年度から東近江市の保育料に統一させていただくものでございます。延長保育、障害児保育、給食については、東近江市の欄に掲げているような調整内容で実施させていただくものでございます。</p> <p>次に、17につきましては、生活保護の内容でございます。生活保護につきましては、現在、能登川町と蒲生町につきましては東近江地域振興局で行っていただいておりますので、合併後は東近江市福祉事務所において実施するものでございます。内容につきましては、ここにあげているとおりでございます。</p> <p>18からは国民健康保険事業をあげさせていただいております。</p>
--	---

	<p>て、まず国民健康保険料でございますが、現在、能登川町と蒲生町は国民健康保険税として賦課をされておりますが、合併時はそのままとし、18年度から東近江市と同じように保険料として統一させていただくものでございます。</p> <p>19については、国民健康保険の給付事業の内容でございますが、保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付制度、出産資金の貸付については、合併時は現行のとおりといたしますが、18年度から統一して実施するものでございます。2点目は、人間ドック・脳ドック検診費助成については、平成18年度から統一していくものでございます。</p> <p>次に、国民健康保険運営協議会につきましては、合併時までに委員構成や定数等を調整するものでございます。</p> <p>次に、福祉医療費助成でございますが、まず福祉医療費の助成のうち各市町の単独事業につきましては、対象者・給付基準等を見直したうえ、平成18年度から統一して実施する事業と、平成17年度をもって原則として廃止する事業に区分して調整するものでございます。まず、未就学児の単独事業については、合併時は現行のとおりといたしますが、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。就学前まで負担をするものでございます。</p> <p>次、21のところのひとり親の家庭児童の単独事業につきましては、県制度を残しまして現行のとおり合併時は実施いたしますが、17年度をもって廃止するものでございます。</p> <p>22の心身障害者（児）の単独事業につきましては、合併時は現行のとおりといたしますが、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>23の心身障害老人等の単独事業につきましては、合併時は現行のとおりといたしまして、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>24につきましては、65歳～69歳の老人の町単独事業につきましては廃止するものでございます。ただし、蒲生町の合併前の対象者については、経過措置を設けるものでございます。</p> <p>はり、きゅう、マッサージ施術の単独事業については、合併時は現行のとおりとし、17年度をもって廃止するものでございます。</p> <p>次に、25の保健衛生の事業につきましては、各保健センターでいろいろな事業を実施しておりますが、母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種につきましては、合併時は現行のとおりとするもので、平成18年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施するものでございます。</p> <p>以下ずっと保健事業を項目の順にあげさせていただいております。</p> <p>最後、29の病院（診療所）の事業でございます。病院（診療所）につきましては、能登川町及び蒲生町が現在運営しております病</p>
--	--

議長	<p>院・診療所については、現行のとおり東近江市に引き継ぐものでございます。また、地域の医療を維持するため、医療機関の連携や機能分担などを踏まえ、合併後の東近江市の医療体制について、早期に総合的な検討を行うものでございます。</p> <p>文書手数料につきましては、東近江市で定めていない手数料については、合併時まで調整させていただきたくものでございます。</p> <p>以上、たくさん内容を申し上げましたが、以上で健康福祉関係事業の提案とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明のありました議案内容につきまして、不明な点がありましたら、ご質問をいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議長	<p>ないようでありますので、次に進めさせていただきますが、ここでしばらく休憩させていただきます。</p>
司会	<p>正面右にございます時計で、3時5分から会議を再開させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">（休憩）</p>
議長	<p>再開させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第21号「産業経済関係事業について」を、事務局から説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第21号「産業経済関係事業について」の提案をさせていただきます。</p> <p>1に調整方針として、農林水産および商工・観光・労政施策については、東近江市の制度及び方針に統一するというものでございます。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で定めるとおりとするものでございます。</p> <p>1番目、農林の中の農業でございますが、農業基本計画、農業振興地域整備計画、米政策及び生産調整、認定農業者につきましては、それぞれ各市町で現在実施されておりますし、内容も同一でございますので、そのまま引き継ぎまして実施していくものでございます。</p> <p>2につきましては、農村整備の中で農村振興総合整備事業がございます。この事業につきましては、蒲生町においては事業採択を受けておられますので、新市においても引き続き実施するものでございます。能登川町につきましては、計画はまだされておられませんので、同町域の基本計画・実施計画を策定いたしまして、逐次事業を実施するも</p>

	<p>のでございます。</p> <p>林業につきましては、東近江市にほとんど集中しておりますので、その調整方針で進ませていただくものでございます。</p> <p>以下の商工、観光、労政につきましても、東近江市の欄にあげているような調整方針で進ませていただくものでございます。</p> <p>以上が提案内容でございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明をいたしました議案内容につきまして、不明な点等がございましたら、ご質問をお願いします。</p>
田中敏彦委員	<p>4の観光イベントですけれども、能登川町さんと蒲生町さんは該当なしとなっているのですが、能登川町さんと蒲生町さんは何もやっておられないという意味ですか。</p>
事務局主幹 (北村定男)	<p>事前に伺っている範囲では、観光事業で行政に関するものおよび観光協会の所管するものという形ではあがってきておりませんので、このようになりました。</p> <p>蒲生町では、あかね夏祭りがあるということを聞いておりますけれども、コミュニティの振興事業的なものということですので、観光事業からは除外させていただきました。</p> <p>また、能登川町ではドラゴンカー大会という大きなイベントを大中の方で実施されておりますが、社会体育の関係する事業という形で実施されておりますので、観光事業からは除外いたしております。以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>特にないようでしたら、次の提案に移ります。協議第22号「東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画（素案）について」を事務局から説明申し上げます。</p>
事務局次長 (青木幸一)	<p>それでは、事務局から合併建設計画（素案）についてご説明を申し上げます。資料は、協議第22号と書いております書類と、横長の資料『財政推計』、この2つの書類を使わせていただきます。</p> <p>計画の策定方針につきましては、前回12月7日の第1回検討協議会で提案させていただき、その場で東近江市の新市まちづくりの理念に沿って、両町の総合発展計画の内容を踏まえて策定するというをお決めいただいております。</p> <p>資料にはございませんけれども、素案を具体的に検討する中で、両町の合併協議会委員の皆さまと事務局とが懇談させていただき場も持たせていただきまして、アンケートの結果だけでは把握できない生の声も聞かせていただいて、2町が東近江市に加わっていただいた場合</p>

	<p>どのようなまちづくりができるかという議論もさせていただいたところでございます。</p> <p>そうした意見も踏まえまして、本日提案させていただきます2町が編入合併した場合の合併建設計画につきましては、1市4町の東近江市まちづくり計画と共通する事業に加えまして、能登川町ならびに蒲生町域にかかる事業につきまして構成をさせていただきました。</p> <p>目次からご説明させていただきます。大きな構成といたしましては、1枚おめくりいただきました目次の中に書いておりますとおり、序論、第1章 住民の意向、第2章 まちづくりの目標、第3章 主要事業、第4章 財政計画から構成しております。順次ご説明させていただきます。</p> <p>1ページ、序論でございます。合併の考え方につきましては、4点で整理させていただいております。1点目、地理的、歴史的なつながりでございますが、中段のところに、能登川町におかれましては16年10月の先頃の町長選挙において町民の方が東近江市との合併を選択され、また、蒲生町におかれては11月の住民アンケートで合併の参画の申し入れをされたという経過も書かせていただいております。</p> <p>そのほか、2点目に日常生活圏の拡大、3点目に鈴鹿から琵琶湖までの連携ができる、4点目に地方分権の推進と行財政基盤の強化と、こういう考え方で計画を構成するということを書かせていただいております。</p> <p>3ページにまいりまして、計画の概要につきましては、前回の提案内容と同様でございますが、計画の趣旨といたしましては、合併後の能登川町域、蒲生町域及び東近江市域について、まちづくりの基本方針を定めるということ、ないしは、速やかな一体化を促進することが、この計画の趣旨でございます。</p> <p>計画の構成は今ほど申し上げたとおりでございます。なお、3点目の計画の期間でございますが、前回の提案の中では、新市まちづくり計画（東近江市）の計画との整合を考えまして、この計画については9年間という提案をさせていただきましたが、国の財政支援の活用を考慮いたしますと10年間とする方が好ましいと考えられますので、この計画の中では、合併が行われる平成17年度およびこれに続く10年間という計画の期間に変更させていただきたいと考えております。</p> <p>続いて、4ページの説明に移らせていただきます。合併後の東近江市の概況について、5点にわたりまして整理させていただいております。</p> <p>位置と地勢については、ご覧のとおりでございますが、面積につきましては、383km<sup>2</sup>、県面積の9.5%を占めるということになります。県内の合併後の姿を見ますと、高島市、甲賀市に次いで県内3番目に大きな市になるということになります。</p>
--	--

	<p>交通体系の状況でございますけれども、市の西部を主要地方道大津能登川長浜線ないしは湖周道路がございます。また、中央には名神高速道路、ほかの国道といたしまして307号・421号がございます。また、公共交通につきましては、JR琵琶湖線、近江鉄道が市の中心部を南北に走るといような形になるかと思えます。</p> <p>人口の関係でございますが、国勢調査人口によりますと、114,395人、大津市、草津市に次いで県内3位の人口になる市でございます。</p> <p>5ページで、高齢化率が書いてございますが、高齢化率は65歳以上の高齢者の割合を表し、17.8%で、滋賀県全体より高齢化が進んでいるという状況でございます。</p> <p>産業の動向については、記載させていただいておりますとおりでございます。</p> <p>6ページに移らせていただきまして、今後の主要指標といたしまして、人口の見通しを書かせていただいております。国勢調査では114,000人余りでございますが、今後しばらく増加の状況が続きますと、平成32年頃にピークを迎え、それ以降は少しずつ減少に転化するという推計がされております。</p> <p>下の表には平成42年までのデータを、参考までに示させていただいておりますが、合併10年後の見通しとしては、おおむね120,000人程度の人口になるという見込みをしております。</p> <p>7ページ、第1章 住民の意向でございますけれども、アンケート調査を両町で行っておられます。</p> <p>能登川町におかれましては、合併参画を前にして平成16年10月に、町単独で調査をしていただいております。その結果でございますが、『新しいまちに望む将来イメージ』は、「安全で平和なまち」が最も多く、次いで「安心して生活できるまち」、また、『新しいまちで重点的に取り組む施策について』は、「医療施設や救急体制の充実」が39.2%で最も多く、次いで「高齢者福祉」、「生活道路の整備」ないしは「学校教育の充実」といった声をご要望としていただいております。</p> <p>蒲生町におかれましては、1年前の平成15年10月に、蒲生町・日野町のまちづくり協議会として実施されたものを引用させていただいております。その時の結果でございますが、『新しいまちに望む将来イメージ』としては、「安全なまち」が最も多く、また、『新しいまちで重点的に取り組む施策について』は、「医療施設の整備」、「バスや鉄道などの公共交通の利便性の向上」といった要望を高く寄せていただいているところでございます。</p> <p>こういった声を踏まえまして、以下にまちづくりの目標を提示させていただきます。</p> <p>8ページ、第2章 まちづくりの目標でございます。この目標につきましては、東近江市のまちづくり計画に沿った4つの姿および将来像を踏まえまして、同様の考え方で提示させていただいております。</p>
--	--

	<p>つまり、市民と行政のパートナーシップを基本的な考えといたしまして4つの姿、《地域が有する自然や歴史を大切にすまちをめざす》、《暮らしの豊かさを実感できるまちをめざす》、《心の豊かさがふくらむまちをめざす》、《個性ある地域の連携による交流のまちをめざす》というめざすべきまちの姿と、将来像といたしまして、『みんなでつくる うるおいとにぎわいのまち 東近江市』というまちづくりの目標に基づいて、新しいまちづくりを進めていくということにしていきたいと考えております。</p> <p>また、基本的なまちづくりの方向につきましては、施策の体系に合わせて、9ページにございますとおり、6本柱で示させていただいております。これにつきましても、東近江市の新市まちづくり計画のまちづくりの方向・考え方を踏襲しているところでございます。</p> <p>(1)住民が主役となるまちづくり、(2)人と環境にやさしいまちづくり、(3)だれもが笑顔で暮らせるまちづくり、(4)次代を担う人材を育むまちづくり、(5)地域の活力を生み出すまちづくり、(6)市民生活、地域経済を支えるまちづくり、こういった6点でまちづくりの基本的な方向を考えております。</p> <p>東近江市の新市まちづくり計画とは一部違う点、「鈴鹿から琵琶湖までの豊かな自然」でございませうとか、10ページの下の方にございませうけれども、「幹線道路の整備や」Rを利用しやすい環境づくり」といった点については、一部書き加えをさせていただいているところでございませう。</p> <p>11ページ以降に、合併後の東近江市の都市構造について、土地利用のゾーニングを示させていただいております。見開きのページの13ページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>合併後の東近江市の都市構造でございませうが、大きくは西のエリア、左側の方に琵琶湖があります。これを「湖岸共生のゾーン」と名称をつけております。東のエリアについては「森林共生のゾーン」、市の中心部には「自然と文化の交流軸」として愛知川の河川が流れており、その両岸には田園が広がっております。都市拠点である八日市の「にぎわい文化創造のゾーン」がございませう。それと」R能登川駅周辺の「交流文化創造のゾーン」、そして歴史資産を抱える各地域の「歴史文化創造のゾーン」、さらには蒲生町長峰地域を「自然居住文化創造のゾーン」として、土地利用を進めることといたしてございませう。</p> <p>具体的なゾーンの考え方については11ページにございませうが、説明は省略させていただきます。</p> <p>第3章 主要事業につきましては、14ページで施策の体系を改めて示させていただいております。具体的には次のページからの基本施策でございませうをさせていただきますと思ひます。</p> <p>15ページ、(1)住民が主役となるまちづくりでございませう。市民主体のまちづくり自治システムの構築でございませうけれども、自治</p>
--	---

	<p>の基本的な単位でございますコミュニティ単位のまちづくりを支援するとともに、東近江市として既に取り組みを進めております市民主体のまちづくり協議会の構築を図ることといたしております。また、その活動を支援するため、支所へ地域振興担当職員の配置をすることといたします。</p> <p>また、市民主体のまちづくり活動を支援するため、まちづくり基金を設置することといたしております。この金額につきましては、後ほど財政推計の中でご説明申し上げます。</p> <p>地域の一体感を生む市民間交流の推進でございますが、地域で行われている各種イベントや事業の連携を進めまして、新しい市の一体感の醸成に向けて取り組むことといたします。</p> <p>また、多様な交流活動の展開、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり、一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>主要な事業は16ページにございまして、今ほど申し上げましたまちづくり協議会の設置でございますとか、全市的イベントの創出、またケーブルテレビ等を活用した地域情報提供の充実を予定しております。</p> <p>17ページ、(2)人と環境にやさしいまちづくりでございますが、豊かな自然環境の保全と活用につきましては、愛知川の河川改修に合わせて能登川町の自治会と行政の協働によりましているいろいろな活動、例えば竹やぶの管理、やぶの中のごみの撤去を行っていただいているようでございますが、こうした取り組み、地域住民との協働を進めて、多自然型工法による河川整備を進めまして、環境共生型河川の実現をめざしたいと考えております。</p> <p>また、環境にやさしい循環型社会の構築でございますが、東近江市の環境基本条例に基づきまして、良好な環境保全と創造のための施策を総合的に推進したいと考えております。また、節水や石鹸利用、廃食油を排水に流さないなど、環境にやさしい消費生活の取り組みをさらに進めていきたいと考えております。</p> <p>自然の水環境に配慮した上下水道の充実、快適な暮らしを支える良好な住環境づくりに向けた取り組み、市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり、こういった施策についても取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>主要事業といたしましては、18ページにありますとおりでございますが、今申し上げた事業のほかに、のところには公営住宅の整備、充実、のところでは地域防災情報ネットワークの構築といったものを事業として考えているところでございます。</p> <p>19ページ、(3)だれもが笑顔で暮らせるまちづくりでございます。健康づくりの推進につきましては、先ほど提案説明の中でもございましたように、東近江市としては2つの公立病院を抱えることになり</p>
--	--



	<p>ますことから、住民の健康を守り、地域の医療を維持するため、医療機関や介護保険施設との連携や機能分担などを踏まえ、合併後の東近江市の医療体制について、早期に総合的な検討を行いたいと考えております。</p> <p>また、互いに支える地域福祉の充実、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実についても努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>21ページ、(4)次代を担う人材を育むまちづくりでございますが、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりにおきましては、幼稚園と保育所の連携、乳児医療の充実に努めることといたしております。また、子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成におきましては、快適な学習環境の整備を図るとともに、子どもたちに地元食材を使った安全で栄養のある学校給食を提供するという事も計画に掲げさせていただいております。</p> <p>生涯にわたる学習機会の充実でございますが、学習施設のネットワーク化と機能強化を図り、より身近で読書を気軽に楽しむことができる学習環境の拡充に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>主な事業につきましては、22ページに書いてあるとおりでございます。</p> <p>23ページにまいりまして、(5)地域の活力を生み出すまちづくりでございますが、新産業の育成と既存産業の活性化ないしは地域資源を生かした観光交流産業づくりに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、多面的機能を有する農林業の活性化におきましては、認定農業者でございますとか、集落営農団体の育成に努めまして、魅力的な地域農業の経営を支援してまいりたいと考えております。また、能登川町の固有の事業ということになるかと思いますが、漁業がございますので、良好な漁場環境の保全にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>にぎわいを生む地域商業の活性化といたしまして、魅力的な活力ある商店街の活性化を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>主な事業としましては、24ページに書いておりますとおりでございます。</p> <p>25ページ、(6)市民生活、地域経済を支えるまちづくりでございます。市内道路ネットワークの充実といたしまして、国道8号の渋滞緩和対策、愛知川沿岸道路の整備によりまして、都市拠点または地域拠点からJR駅や市内との道路ネットワークを整備・強化してまいりたいと考えております。</p> <p>公共交通ネットワークの充実におきましては、東近江市では既にコミュニティバスの運行がされておりますが、コミュニティバスの運行の検討を2町においても進めまして、路線バス及び鉄道との連携な</p>
--	---

	<p>ど、利便性が高く快適な交通ネットワークの構築をめざしたいと考えております。</p> <p>情報基盤の拡充でございますけれども、高度情報化社会の進展に対応して、魅力ある情報先進都市をめざしております東近江市のケーブルテレビ網のエリアを拡大いたしまして、地域間情報格差を是正してまいりたいと考えております。</p> <p>計画的な土地利用・基盤整備の推進でございますけれども、合併後の東近江市の鉄道網、道路網及び土地利用の検討を進めまして、長期的視野でJRへのアクセスと交流や商業などの機能創出に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>次のページでございますが、河川整備の推進も必要になってまいります。愛知川・日野川といった河川改修を推進しまして、環境共生型の河川整備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、県事業を推進するということが27ページに書いてございます。県との協議・調整に努めまして、その推進を図りたいという事業がございます。上の方から、流域下水道事業ないしは農林業の活性化に必要な事業、国道・県道の事業、今ほど申し上げました愛知川・日野川、能登川町での大同川・跡光寺川といった河川が、県で整備をお願いしたいというものになるかと思えます。今後、具体的には協議してまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、第4章 財政計画でございます。28ページに書いてありますとおり、財政計画につきましては、東近江市の新市まちづくり計画に追加される額を計画したものでございまして、合併後の平成17年度から27年度までの11年間について、歳入・歳出をそれぞれの項目ごとに、過去の実績等を勘案しながら、普通会計を対象に作成したものでございます。普通会計と申しますのは、一般会計と特別会計を合わせたものでございまして、水道や病院、介護保険などの企業会計は除いたものでございます。</p> <p>なお、東近江市の予算につきましては現在編成中でございますので、合算した額ではなく追加される額という形でお示ししております。これについてのご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>詳細は後ほどご説明申し上げますが、概略だけ歳入・歳出に分けてご説明申し上げます。</p> <p>地方税につきましては、現行の税制度を基本に人口増ないしは合併による事務調整の影響額を反映して算定しております。</p> <p>地方交付税につきましては、現行制度を基本に、普通交付税の算定の特例等を見込みまして、併せて合併特例債の償還に係りませ交付税を考慮しております。</p> <p>国庫・県支出金につきましては、過去の実績と併せまして、県の財政支援措置を見込んでおります。</p> <p>繰入金につきましては、年度間調整をした場合の基金からの繰入額</p>
--	--

	<p>を見込んでおります。</p> <p>地方債につきましては、合併建設計画に係ります財源として必要額を見ております。</p> <p>29ページ、歳出の人件費でございますけれども、一般職員が退職しますのと合わせて採用を抑制することによりまして削減を予定しておりますので、その見込み額をこの中で表しております。</p> <p>物件費につきましては、合併による事務経費の削減効果を見ております。</p> <p>扶助費につきましては、生活保護費の増額がございますので、それを見込んでおります。</p> <p>投資的経費については、先ほど申し上げたとおりでございます。</p> <p>歳入歳出の金額を百万円単位で表現したものが、最後のページでございます。おおむね歳入歳出 120 億円程度の予算額が追加されるということ推計しているところでございます。なお、合併関連事業が一段落します平成 27 年頃の東近江市との合算額につきましては、おおむね 400 億円弱になるかと思っております。この規模につきましては、現在の草津市ないしは彦根市の財政規模程度に近づくのかなと考えているところでございます。</p> <p>今申し上げました財政計画の根拠となります財政推計の資料を、横長の資料として添付させていただいております。</p> <p>1 枚おめくりいただきますと、合併による財政影響額が書いてございます。今ほど申し上げたものをわかりやすい形で整理しております。</p> <p>まず、市税につきましては、法人市民税につきまして税率が変わるということで、市税の増加を想定しております。影響額につきましては、年間約 3,100 万円でございますが、これについては景気等で変動する恐れもございます。</p> <p>使用料につきましては、影響の大きいと思われる保育料が、東近江市の保育料に統一されると、1,200 万円程度減少するということになるかと思っております。</p> <p>扶助費でございますが、市の制度に移行することに伴いまして、2 町分の生活保護の事務が県から委譲されます。生活保護費の増額は 1 億 2,500 万円でございます。また、福祉医療費の制度が東近江市の制度に変わりますと、3,200 万円余りの減額が見込まれますので、こういったものを財政の影響額に見込んでおります。</p> <p>右側に人件費の削減見込みをあげさせていただいております。合併と同時に能登川町・蒲生町における特別職の方、議員数の減を見込んでおります。特別職については、1 市 2 町の四役 12 人が合併後は 4 人、議員さんにおかれては 52 人から合併後は 34 人、この数字につきましては、人口 10 万人から 20 万人までの地方自治法上の法定上限数をあげさせていただいております。今後この数字が変わる場合は、また修正させていただきます。</p>
--	--

	<p>職員については、類似団体の規模に合わせまして、概ね 200 人程度減少するという見込みをしております。</p> <p>職員給の減額部分につきましては、右の図に書かせていただいております。東近江市 1 市 4 町の職員についても現在削減途上になるかと思いますが、この合併によりましてより多く削減することができるということを表しております。</p> <p>下のところに投資的経費の推移をあげております。東近江市と 2 町が合併しますと、投資可能な額を上白抜きのところであげておりますが、決して 2 町と東近江市をこれで区分したというのではなく、1 市 2 町全体で投資可能な額というものが、この上のグラフの金額であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。その投資的経費を用いまして、一体性の確保や均衡ある地域の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>なお、合併特例債事業につきましては、下にも書いておりますとおり、合併後 10 年間に限り可能なものでございます。交付税措置が毎年されるということを書かせていただいております。</p> <p>各科目の説明については、2 ページ・3 ページのところがございます。歳入の地方税につきましては、先ほど申し上げたとおりです。地方交付税の通常分については、一本算定まで逡減するということをお示ししております。普通交付税の中では、合併補正で合併直後の臨時的経費について交付税措置がされる、また特別交付税においても 3 年間の財政措置がされるということ、3 ページにおきましては、国庫支出金におきまして生活保護費の関係を書いておりますが、扶助費の 4 分の 3 が交付されということを書かせていただいております。</p> <p>なお、県支出金のところがございますが、合併支援特例交付金分といたしまして、5 年均等で 2,000 万円ずつ、総額で 1 億円交付を受ける予定をしております。</p> <p>一番下の地方債でございますけれども、通常分と合併特例債分に分けております。合併特例債分の上限については書いてあるとおりでございますが、建設分につきましては、毎年これだけを使いますとなかなか財政運営が厳しくなりますので、これの内数として先ほどお示した数字を活用してまいりたいと考えております。</p> <p>基金につきましては、この金額をすべて積み立てる予定をいたしております。</p> <p>なお、歳出につきましては、4 ページ・5 ページに書いております。議員報酬は先ほど申し上げたとおりでございます。東近江市の定員 24 人に対して 10 人増員されるという推定で算定いたしております。職員給については、先ほど申し上げたとおりでございます。</p> <p>右側でございますが、投資的経費の合併特例債事業分につきましては、合併の建設計画に基づいて必要年度に対象事業経費をあげております。推計している数値については次のページにありますので、ご参</p>
--	--

	<p>照いただきたいと思いますが、この数値につきましては現時点での試算推計でございますので、景気等が悪化すればまた見直しが必要になってこようかと思えます。</p> <p>また、東近江市全体の執行といたしましては、議会の皆さんや住民の皆さんと協議していきたいというふうを考えているところでございます。</p> <p>おおむね以上が財政推計ならびに合併建設計画素案の説明でございますが、年明けの1月12日には意見をとりまとめさせていただきまして素案を確定し、県の方と事前協議に入らなければ、任意協議会としての協定項目をとりまとめることができないという状況でございますので、年の瀬を控えまして何かとお忙しい時期かと思えますが、再度、委員の皆さまにはお読みいただきまして、委員の皆さまのお手元に用紙をお配りいたしておりますので、これによりましてご意見をお寄せいただければと考えております。大変厚かましいお願いではございますけれども、決して協議会の議論を妨げるという趣旨ではございませんので、この趣旨をご理解いただきまして、ご協力をお願いしたいと思えます。</p> <p>以上で提案説明を終えさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま説明いたしました議案内容につきまして、おわかりにくい点がございましたら質問をお願いいたします。</p>
寺村茂和委員 (五個荘町)	<p>五個荘の寺村です。大変な量のまとめをしていただいたのですが、確か、まちづくり計画の委員さんを選ばせていただきましたので、1回でこれだけまとめられたのですか。</p>
事務局次長	<p>事務局からお答え申し上げます。</p> <p>今回は、小委員会というものを設けておりません。しかしながら、今回参入される蒲生町さん、能登川町さんの委員の皆さまと全く意見交換・議論なしで提案させていただくこともできませんので、素案をつくる前に、原案もなにもない状況で現状を議論していただきまして、新しい市に望まれるような事項でございますとか、どんなまちをつくりたいかというご要望について、各々2回ずつ議論をさせていただく場を持たせていただきました。</p> <p>そのご要望なり総合発展計画、それと東近江市の新市まちづくり計画との整合といったものを踏まえまして、今回提案させていただいたということでございます。</p>
寺村茂和委員 (五個荘町) 議長	<p>了解しました。ご苦労さまでした。大変な作業だと思いますので、そのご苦労に対して敬意を表します。</p> <p>今回提案いたしました以上4件の事項につきましては、次回の協議</p>

	<p>会でご審議をいただくわけでありませけれども、おわかりにくい点でありますとか、また、いろいろな質問がございましたら、電話でも結構でございますので、ご遠慮なく事務局なり、また、それぞれ市や町の担当者にお聞きいただければというふうに思っております。</p> <p>この場では以上でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、また後ほど、申し上げましたように不明な点がありましたら、電話でも結構ですから、ご質問いただければ結構です。</p> <p>それでは、次第6番、その他につきまして事務局から説明をいたします。</p>
司会	<p>それでは、次回の第3回目の協議会の開催でございますけれども、期日は、年が明けまして1月12日(水)でございます。時間は午後2時から、会場につきましては、五個荘町のとんびんの里文化学習センターとなっております。なお、傍聴人数は40名を予定いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、長い時間ありがとうございました。本日の議事をすべて終了いたします。長時間にわたり慎重なご審議、ありがとうございました。</p>
司会	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、副会長であります山中壽勇蒲生町長がごあいさつを申し上げます。</p>
副会長 (山中壽勇 蒲生町長)	<p>それでは、閉会にあたりましてお礼のごあいさつを申し上げたいと思います。地元の町長として、また、副会長としてごあいさつさせていただきます。</p> <p>師走の慌しさが日一日と迫ってまいります本日、第2回目の東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会を開催させていただきました。年末極めてお忙しい中、遠方までお運びいただきまして、大変ありがとうございました。提案させていただきました議案については10件、いずれも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおりご決定いただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>加えまして、次回の協議事項についても4件、中でも1件については新市まちづくりの構想の素案でございますけれども、重要なことでございますので、次回に順調な審議がしていただけますようによろしく願いを申し上げます。</p> <p>年内も余日が10日を切りました。この1年間、皆さんそれぞれのまちのために大変ご活躍いただきましたし、加えまして1市2町の新しい市制をめざします協議会の委員として加わっていただきまして、今日までご審議をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げたいと</p>

司会	<p>思います。</p> <p>少し早いようでございますけれども、協議会としてお集まりいただくのは今日が最後になります。この1年間、それぞれご活躍なりご協力いただきましたことにお礼を申し上げたいと思いますし、新しい年がまず東近江市の誕生を皮切りに、私たちのまちなり本日お集まりの皆さん方のまちに良い年でありますとともに、それぞれ皆さんのご多幸な年でありますことをご祈念申し上げます、本日の閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。</p> <p>ありがとうございました。これをもちまして第2回合併検討協議会を終了させていただきます。大変ご苦労さまでございました。次回第3回合併検討協議会、よろしく願いいたします。</p> <p>(閉会)</p>
----	--